

諮問番号：令和4年度諮問第4号

答申番号：令和5年度答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人 Aが令和4年11月10日付けで提起した、処分庁練馬区長が同年9月22日付けで行った差押処分（4練区収第8799号。以下「本件差押」という。）に基づく同年11月7日付け配当計算書による取立処分（以下「本件取立処分」という。）についての審査請求（4練総法第1092号。事件名「差押処分取消請求事件」）について、棄却されるべきであるという審査庁の判断は妥当である。

第2 事案の概要

- 1 審査請求人は、平成27年度第1期ないし第4期分ならびに令和3年度第2期および第3期分の特別区民税・都民税（以下「住民税」という。）を滞納した。
- 2 そのため、処分庁は、令和4年7月15日、請求人の勤務先（株式会社B）に対する給料等の支払請求権を対象とする差押通知書を第三債務者である同社宛て発送し、これが同月19日に到達したことにより差押の効力が発生した。
- 3 審査請求人と処分庁とは、同年9月22日、同年9月以降に審査請求人が支払を受ける給料等を対象とする差押による取立額を、毎月5万円ずつとすることで合意した（同年12月15日付け弁明書添付の証拠書類2）。

上記合意に基づき、処分庁は、2に記載の差押を解除した上、同月22日付け「差押調書」（4練区収第8799号。同証拠書類3）により、下記の滞納金額につき、下記の差押財産を対象とする新たな差押をすべく、上記調書を第三債務者（株式会社B）宛て発送し、その到達により本件差押の効力が発生した（同証拠書類4）。

記

滞納金額 63万3982円（延滞金を含む。）

差押財産 請求人が株式会社Bに対して有する令和4年9月以降に支給される毎月の給料（扶養手当および超過勤務手当等を含む。）の支払請求権。ただし、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第76条第1項第1号から第3号までに掲げる金額を控除した金額（請求人の承諾により、同項第4号および第5号に掲げる金額は控除しない。）のうち、毎月金50,000円とし、滞納金額に充つるまで。履行期限は毎月の給料支払日。

- 4 処分庁は、本件差押に基づき、審査請求人が第三債務者から支払を受けた令和4年10月分の給料等を対象とする配当計算書（4練区収第10946号。弁明書添付の証拠書類5）を作成し、これを同年11月7日付けで審査請求人に発送することにより、本件取立処分を行った。
- 5 審査請求人は、審査庁に対し、同月10日、本件取立処分の取消しを求める本件審査請求を行った。
- 6 処分庁は、第三債務者に対して、審査請求人に係る給料等支給予定額を照会し、同社と請求人との雇用契約期間が令和5年1月15日付けで満了となること、および、審査請求人における給料等の手取り額が、令和4年10月分は23万円程度、同年11月分は17万円程度に減少する見込みであるとの回答を得た。

そのため、処分庁は、同年12月分以降の給料等を対象とする取立については、給料等の差押禁止範囲を規定した国税徴収法第76条第1項の趣旨に反するおそれがあると判断したため、同年12月9日付け「差押解除決議書兼差押解除通知決議書」（4練区収徴第20019号。同証拠書類7）の発送により、本件差押を解除した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、処分庁に対して、審査請求人が令和4年10月15日に勤務先から解雇を言い渡され、同年11月1日に休職命令が出されたために、同年10月分の給料等（支給予定日は同年11月25日）が極端に少なくなることから、これを対象とする取立をしないよう要請したにもかかわらず、処分庁が本件取立処分を行ったものであることから、審査請求人の生活を維持するため、本件取立処分は取り消されるべきである、と主張する。

2 処分庁の主張

処分庁は、本件差押およびこれに基づく毎月の給料等のうち定額（月額5万円）を対象とする本件取立処分は、審査請求人の承諾に基づきなされたものであるから、国税徴収法第76条第5項の規定により、同条第1項が定める差押禁止範囲の適用を受けるものではないが、それでもなお、本件取立処分において、上記の額が同項の定め反した事実はなく、これが違法不当であるとはいえない、と主張する。

また、第三債務者からの聴取結果（上記第2. 6）を踏まえると、審査請求人の主張に係る事実（上記第3. 1）は認められず、さらに、本件差押は、同年12月9日付けで解除されたものであることから、審査請求人において回復されるべき権利や利益は存在せず、本件審査請求は却下されるべきである、とも主張する。

第4 審理員意見書の要旨

処分庁が主張するとおり、本件差押は解除されたものの、解除によりその前になされた本件取立処分が遡及的に失効するものではない以上、本件取立処分について、審査請求人が行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第9条第1項における「法律上の利益を有する者」に該当し、同人に回復すべき法律上の利益を認める余地はある。

しかしながら、審査請求人と処分庁とは、本件差押に先行する差押（上記第2.2）を踏まえ、新たに本件差押に係る合意（国税徴収法第76条第5項）をしたものであり、当該合意後の状況につき審査請求人と勤務先との契約関係に係る処分庁の主張（上記第3.2）に争いはないことや審査請求人に係る令和4年10月分の手取り額（上記第2.6）に鑑みれば、本件取立処分が国税徴収法第76条第1項の趣旨に反すると直ちに認めることはできない。

したがって、本件取立処分について、違法または不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第5 審査庁の判断の要旨

1 審査庁の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審査庁の判断の理由

審理員意見書のとおり、本件取立処分に違法または不当な点は認められない。

第6 調査審議の経過

当審査会における処理経過は、以下のとおりである。

- 1 令和5年3月23日 審査庁からの諮問の受付
- 2 令和5年3月28日 審議
- 3 令和5年5月10日 審議
- 4 令和5年5月24日 答申

第7 審査会の判断の理由

1 審理手続について

審査庁による審理員の指名および審理員による審理手続は、行政不服審査法第9条第1項および同法第2章第3節の規定に基づき適正に行ったものと認められる。

2 本件取立処分の適法性について

(1) 争点整理

審理関係人の主張を踏まえ、本件の争点は、審査請求人が行政事件訴訟法第9条第1項に規定する法律上の利益を有する者に該当するか否か、および本件取立処分が違法または不当か否かである。

(2) 争点に対する判断

処分庁が主張するとおり、本件差押は解除されたものの、解除の前になされた本件取立処分が遡及的に失効するものではない以上、本件取立処分について、審査請求人が行政事件訴訟法第9条第1項における「法律上の利益を有する者」に該当するため、処分庁の主張を採用して却下とすることはできない。

しかしながら、本件取立処分は、本件差押に先行する差押（上記第2. 2）を踏まえ、処分庁が審査請求人の承諾（国税徴収法第76条第5項）を得て行った本件差押に基づくものであり、本件取立処分について、違法または不当な点は認められない。

なお、当該承諾後の状況につき審査請求人と勤務先との契約関係に係る処分庁の主張（上記第3. 2）に争いはないことや、審査請求人に係る令和4年10月分の手取り額（上記第2. 6）に鑑みれば、仮に、国税徴収法第76条第5項に規定する承諾がなかったとしても、本件差押が国税徴収法第76条第1項に反すると直ちに認めることはできない。

3 結論

以上のことから、本件審査請求は棄却されるべきであるという審査庁の判断は、妥当である。

練馬区行政不服審査会

会長 葭原 敬

委員 宇野 康枝

委員 菅原 武志